下田税務署から所得税の 確定申告等についてお知らせします

	所得税の確定申告等	年金受給者向け 確定申告説明会	無料税務相談所
概 要	下記のとおり確定申告会場を 開設します。なお期間中下田税 務署内では申告書の相談を行っ ていません。	下記のとおり年金受給者を対象とした確定申告説明会を開催します。当日は、申告書の作成及び提出ができます。	下記のとおり無料税務相談所を開設します。
日程	2月18日(月)~3月15日(金) (※土日除く)	2月14日(木)・15日(金)	2月18日(月)~2月25日(月) (※土日除<)
受付時間	9 時~ 17 時 (受付終了:16 時)※ 1	9 時~ 12 時 13 時~ 16 時	9 時 30 分~ 12 時 13 時~ 16 時※ 1
会場	下田市民スポーツセンター(サンワーク下田) 下田市敷根 761 ※当該施設への確定申告等に関する問合せはご遠慮ください。		
	第一会議室、第二会議室	第一会議室	第二会議室
持ち物		・平成30年分の公的年金等の 源泉徴収票 ・電卓、筆記用具 ・年金以外にも所得がある方は、 所得金額を計算するために必 要な書類等 、本人名義の金融機関の口座番号が	
	税務署からの確定申告のお知らせ、マイナンバーを確認できる書類、 身元確認ができる書類(免許証等)		
その他	電子申告 (e-Tax) にて申告相 談を行います。税務署から送ら れたハガキ、封書、「利用者識 別番号等の通知」をお持ちであ ればご持参ください。	年金以外の収入がある方は、 2月18日以降に確定申告会場 でご相談ください。	会場の混雑状況により、案 内を早めに終了する場合があ ります。
本人確i につい ⁻	平成 28 年分以降の確定申告書には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要で、申告者の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。 なお、過去の申告手続き等において、マイナンバーを記載した申告書等を税務署に提出している場合であっても、平成 30 年分の確定申告書には、マイナンバーの記載等が必要ですのでご注意ください。 〈本人確認を行うときに使用する書類の例〉 例 1)マイナンバーカード 例 2)通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証等		

※1会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。

その他のお知らせ

- ・所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納税の期限は、3月15日(金)です。
- ・消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は、4月1日(月)です。
- ・譲渡所得(株式及び土地・建物等の売却による所得)、その他の分離申告、青色申告及び贈与税の申告相談は 「下田市民スポーツセンター(サンワーク下田)」のみ行っております(市役所の会場では行っておりません)。 問合せ先 下田税務署 ☎²²0185
- ※税務署では電話受付を自動音声により案内しております。ご用件に応じて番号を選択してください

市県民税申告は正しくお早めに!

~申告期間は2月18日から3月15日まで~

問合せ先 税務課市民税係 (窓口⑨)☎22218



平成31年1月1日に市内に 告が必要です。平成30年中に 告が必要です。平成30年中に 所得がなかった方、遺族年金 や障害年金など非課税所得の みの方も、非課税証明書の発 みの方も、非課税証明書の発 たで、国民健康保険税の算定 をする際の基礎資料となりま すので申告してください。 ただし、所得税の確定申告 ただし、所得税の確定申告 の他に所得がない方は申告す末調整が正しく済まされ、そ

控除額(※)

控除等は計算を事前に済まれます。収支内訳書、医療時間が長くなることが予想 ○申告が必要な方 61

医療費と、待ち

と割けます。 日時や会場については来月号の広報でお知らいては来月号の広報でお知ら 室で受け付けます。 16時まで、市役所2件 まで (土日除く)の9 ○申告の前にご準備を また、各地区でも出張会場 の 9 時から の 9 時から の 9 時から 2階大会議 に加 ①配偶者控除の改正 L加え、次の表のとおり、申改正前の配偶者の所得要件

〈参考〉 申告者の 給与収入 配偶者 老人配偶者 合計所得金額 換算額 -70 歳未満--70 歳以上-38 万円 48 万円 900万円以下 ,120 万円以 [38万円] [33万円] 900 万円超 1,120 万円超 26 万円 32 万円 950万円以下 1,170 万円以下 [22万円] [26万円] 1,170 万円超 13 万円 16 万円 1,000 万円以下 1,220 万円以下 [11万円] [13万円] ※上段・下段のカッコ内はそれぞれ、所得税・住民税における控除額

〈参考〉 給与収入

換算額

103 万円超

150 万円以下

150 万円超

155 万円以下

155 万円超

160 万円以下

160 万円超

166.8 万円未満

166.8 万円以上

175.2 万円未満

175.2 万円以上

183.2 万円未満

183.2 万円以上

190.4 万円未満

190.4 万円以上

197.2 万円未満

197.2 万円以上

| 201.6 万円未満

配偶者の 合計所得金額

38 万円超

85 万円以下

85 万円超

90万円以下

90 万円超

95万円以下

95 万円超

100 万円以下

100 万円超

105 万円以下

105 万円超

110万円以下

110 万円超

115万円以下

115 万円超

120 万円以下

120 万円超

123 万円以下

ました。 (お養する方) の合計所分され適用されることとなり を超える場合、配計所得金額が1, 適用され 改正前と変 その また、 んの要件にいれなくなりた 申告者 要件につ わ り 配偶者控除は1,000万円 ませ の前年中の合 ました。 ては、

11 万円

8万円

4万円

2万円

件等が改正されました控除について控除額や 適用される主な改正点平成31年度から 除及び配偶者特 や適用 要

が、改正後はその所得が12 特別控除の適用がありました 特別控除の適用がありました 申告者の合計所得金額 3万円(同20 900 万円超 950 万円以下 950 万円超 1000 万円以下 900 万円以下 控除額(※) 控除額(※) 控除額(※) 13万円 38 万円 26 万円 1.6万円未満) [33万円] [22万円] [11万円] 36 万円 24 万円 12万円 [22万円] [33万円] [11万円] がが 11 万円 31 万円 21 万円 18万円 26 万円 9万円 21 万円 14 万円 7万円

6万円

4万円

2万円

1万円

の前年中

れることとなりました。
一また、次の表のとおり、申また、次の表のとおり、申また、次の表のとおり、申まかることとなりました。 細はお問合わせください)。は改正前と変わりません(詳 7 適額申 ら

16 万円

11 万円

6万円

3万円

(給与収入換算で14の合計所得金額が76万の合計所得金額が76万円の合計所得金額が70万円の合金のである。 ②配偶者特別控除の改正

れることとなりました。まで配偶者特別控除を受け

※上段・下段のカッコ内はそれぞれ、所得税・住民税における控除額。カッコがない場合は、所得税・住民税共に控除額が同額。

- 5 - 広報しもだ 2019.1月号